○拳銃等の譲受け許可事務処理要領の制定について

平成９年12月10日例規（保一）第65号

この度、別記のとおり拳銃等の譲受け許可事務処理要領を制定し、平成９年12月11日から実施することとしたので適正な運用に努められたい。

なお、「けん銃等の譲受け許可事務処理要領の制定について」（平成８年４月26日一般（保一）第177号）は、廃止する。

別記

拳銃等の譲受け許可事務処理要領

１　趣旨

この要領は、拳銃等の譲受けの許可に関する規程（平成８年大阪府公安委員会規程第５号。以下「規程」という。）第６条の規定に基づき、拳銃等の譲受けの許可に係る事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

２　許可申請手続

(１)　保安課長は、拳銃等の譲受け許可申請書（規程別記様式第１号。以下「申請書」という。）を受理するに当たっては、拳銃等の譲受けの許可を申請する者（以下「申請者」という。）の所属の所属長が作成した拳銃等の譲受け許可申請調査書（別記様式第１号。以下「調査書」という。）を提出させるものとする。ただし、海上保安官については、調査書を提出させることを要しない。

(２)　保安課長は、規程第２条第１項ただし書の規定により口頭で拳銃等の譲受けの許可の申請があった場合は、申請者に申請書に記載する事項を口述させるものとする。この場合においては、口述の内容を記載した書面を作成し、申請者の所属の所属長にその内容について確認を行った上で調査書を作成するものとする。

(３)　前記(２)の場合においては、保安課長は、事後速やかに申請書を提出させるものとする。

３　許可申請の進達

保安課長は、申請書を受理した場合には、速やかに申請書の内容について審査を行い、規程第３条第１項の許可基準を満たすときは、拳銃等の譲受け許可申請進達書（別記様式第２号）を添え、生活安全部長を経由して公安委員会に進達するものとする。

４　許可等の通知

規程第４条の通知は、申請者の所属の所属長を経由して行うものとする。

５　結果の報告

規程第５条の結果の報告は、拳銃等の譲受けの許可を受けた者の所属の所属長を経由して行わせるものとする。

６　留意事項

(１)　拳銃等の譲受けの許可に係る事務の処理に当たっては、拳銃等犯罪捜査の秘匿性に鑑み、保秘の徹底を図ること。

(２)　許可の有効期間は、譲受け予定日の前後２週間であるため、申請の時期には十分配意させること。

(３)　許可の有効期間外に行う譲受けについては、同一の譲渡人から譲受けを行う場合であっても別個の許可を必要とするので、改めて許可の申請を行わせること。